

# 規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第九十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「ふりがな」		「氏名」		「有・無」	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(名)
氏名					

「旧姓の併記希望の有無」		「旧姓の併記希望の有無」		「有・無」	
旧姓の併記希望の有無	ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏名	氏名	(旧姓)		(旧姓)	

に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

「様式第三号中」	
氏名	

「氏名」	
氏名	(旧姓)

に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調理師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。